

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

251号

2024年4月17日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

## 第31回あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費 検討専門委員会に出席して

令和6年4月10日 清水 一雄



第30回あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費検討専門委員会が1月25日に行われ、3月18日に第31回が開催されました。あはき療養費の令和6年改訂の基本的な考え方(案)についてです。第30回検討専門委員会の議事録等が厚生労働省HP：[社会保険審議会\(医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会\) | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)に掲載されています。

第31回は東京虎ノ門グローバルスクエアコンファレンスにて行われました。委員会開始が17時30分目途というので、会場には17時15分頃到着しましたが、受付の女性がお待ちくださいというので、開始5分前になっても人の気配が無くおかしいと思い受付に断って扉を開けました。

担当官にあはきの専門検討委員会ですかと問うと、そうですと返答があり私はすかさず17時15分から待っていたのに既に始まっていて案内はしないのですか?酷いじゃないですか?と問いました。担当官は柔道整復が早く終わったものだからと言うので、座りますと言って席に着くや否や10分程度で委員会が終了しました。傍らに座っていた傍聴者に開始時間を聞くと17時頃に到着され、既に始まっていたとのこと。程なく記者会見(参加者10名程で内3名は当会)が始まり、即座に挙手し開始が17時30分目途とあり15分前に到着し扉の外で待っていたのですが、何の案内もなく勝手に始めてよろしいのですか。と問いました。

一瞬沈黙し担当官同士顔を見合わせ配慮が足らなかったことの謝罪がありました。

次に質問したのは

1. はり・きゅうは医師の治療手段がないもので医科との併給(同疾病)が禁じられていますが、患者にとっては意に反することであり、そのようなことを検討専門委員会では議論しないのですか?
2. マッサージはかつてより理学療法の一環として療養費の支給となっていますがマッサージははり・きゅう同様の初検が算定されていません。いきなり施術というわけにはいかず問診して身体の状況を

診て行う医療です。初検が算定されないのは問題だと思われます。

担当官：検討専門委員会の論題に上がっていないことは議論の対象にはなりません。もしそれが上がってきたのであれば、それを取り上げるのは検討専門委員会になると思います。

#### 【参加して感じたこと】

1. 検討専門委員会の中身を知るだけであれば、厚労省から出されている資料と議事録を読めばよいだけのことですが、足を運ぶことによっていろいろなことが見えてきます。単純なことですが、厚労省は傍聴するのに報道関係者のみとし国民を遠ざけている。
2. 受付はメールのみで傍聴者を知っていながら会場では会議のスタートを示唆しない。  
これは社会通念上通らないことを平然としている厚労省に憤りを感じます。傍聴者に対する厚労省の非常識な在り様に疑問を感じざるを得ません。

#### 【翌日保険局医療課へ電話】

1. どうすれば最初から傍聴できるのか？  
柔道整復検討専門委員会が終了するや否や、あはき検討専門委員会が始まるのであれば、柔整の時から入室してよいのかとの問いに担当官は出来ませんという。あはきが何時に始まるかわからないのに、そのまま外で待たせるとはどうすればよいか。の問いにこの度はこちらの配慮が至らなかったこともあり次回からは案内しますと担当官が約束しました。
2. 国民が主体であるはずの健康保険の検討専門委員会を傍聴するのに、国民参加が許されず報道関係者のみとしているがマスコミではほとんど取り上げられていないが、どういった報道関係者が来ているのかとの問いに、個人情報の問題で教えられないという。

#### 【結び】

1. この度は1団体で1名としているが当会として2名、NPO 法人東洋医療を考える会として1名参加しました。もう一人は個人として申し込んだが断りの電話があった。断り以外は連絡ないとのこと。
2. 定刻前に傍聴に行き何時から始まったのかがわからない。
3. 検討専門委員会は密室会議であり、国民の医療向上で機能していかなければならないのに国民不在と化し傍聴席に患者である国民を座らせようとしない。  
傍聴席は形だけのものに感じられ単なるパフォーマンスと化しているのではないか。厚労省は完全に国民を蔑ろにしていると看做ざるを得ません。
4. あはき療養費の主体は国民であり、傍聴には国民として参加できる権利があります。  
それを阻止するような流れがあり国民及びあはき師の目に触れないよう、あはき療養費がこの6月には実態にそぐわないように決められようとしています。  
傍聴には一人でも多くの申し込みが望ましいです。施術者として申し込み傍聴しませんか。断ってくるかもしれませんが関心を示すことが重要です。

## 「オンライン資格確認」の導入についての感想

中野 郁雄

この度オンライン資格確認の運用開始に伴い、すべての医療関係機関がその導入をしなければならなくなった。実際にやってみて初めは大変苦勞した。

厚労省のパンフレットにあるQRコードから入ってみたが、うまくいわずにPCでスマホが使えるように操作を試みた。少しやり続けていくと要領が分かってきて、徐々にスムーズに進められるようになっていった。

手順書・マニュアルというものがあるが、実際には煩雑でうまく使いこなせなかった。しかも膨大な量で自分のやりたいことがどこにあるかを探すのも苦勞であった。それにはすべてが舌を噛みそうな名称の羅列があり、操作をより難解なものにしている感がある。いかにも役人が作ったと思われる内容だ。

若い人ならこれくらいの作業はさほど難しくはないかもしれないが、年配のアナログ人間には相当難儀な事だと思う。当会の人ではないが知り合いのマッサージ院経営者は、自分では出来ずに知り合いの若者に頼んだそうだが、その人も苦戦していたと語った。小さな医院の開業医は高齢なので、こんな面倒な事をやるくらいならと閉院したと聞く。

そもそもこの度のシステム導入には、基本的にPC、スマートフォン、タブレットのいずれかが無いと出来ないわけで、ない人は購入しろという無茶な話である。41,000円を上限に支援するというが、今時そんな額では何も買えない。

しかし新しいシステム導入には誰かが犠牲になったり、何かに合わせていくしかない状況があることは理解しているものの、もっと個々人に負担をかけずに行政がやれる方法があるように思えてならない。

「こんな面倒な事を我々にやらせるのか」というのが、正直感想である。

### ～事務局で「オンライン資格確認」の入力サポートを行っています～

※ご用意いただきたいものを事前にお送りしますので、必ず予約してからお越しください。

第6回 4月20日(土) / 終了 第7回 4月30日(火) / 予約受付中

午前の部/10:00～11:30 午後の部/13:00～14:30 毎回4名限定(先着順)

申込先 事務局 (TEL: 03-3299-5276)

# 国民が はり・きゅう・マッサージを選べる 健康保険制度の改善へ はり・きゅう・マッサージ治療療養費の支給を

久下 勝通

「柔整療養費 2,863 億円で前年度 10%以上の減少だった。あん摩マッサージ療養費も 636 億円で 16%も減少。同じくはり・きゅう療養費も 419 億円で 5%下がっているではないか。」

「いまや柔整・あはき療養費は、伸び悩んでいるというよりも、本当に絶滅へと加速度的に転落していると思われ、恐ろしい」

これは、厚労省の「あはき・柔整療養費」令和 2 年度支給額の発表を見たときの、上田孝之氏（元厚生労働省療養費指導専門官）のブログでの発言です。上田氏が指摘するように、私たちは、政府の不正対策を名目とした療養費切り捨てによる療養費支給の減少が、どこでストップするのか不安を抱えている状況です。

私たちは、健康保険ではり・きゅう・マッサージを受けられるように、制度改善を求める署名に取り組んできました。「公益法人東洋療法研修試験財団」の 2022 年度に行った鍼灸等研究報告書「あはき療法に対する国民の受療意向に関する調査研究」においても、健康保険で受診できるようにしてほしいというのが、国民の要望であることが明らかにされています。健康保険により、はり・きゅう・マッサージ治療を利用できるように、制度改善を希望する国民の要望は明らかなのです。

しかし、この要望を署名で議会に提出すれば、制度改善が実現されるような状況ではないと国民は判断しているのではないのでしょうか。

**「あはき」治療を健康保険で利用するために、健康保険をどう変えればいいのか、明確にすることが重要だと思います。**

国民が納得する制度改善策を明確にし、患者、国民の制度改善への理解、賛同を得られるようにしなければ、制度改善の世論は広がりません。

## 健康保険法 87 条（療養費）の支給は「あはき」の排除です

制度改善を考えるうえでまず重要なのが、健康保険法 87 条（療養費）です。

「あはき」および柔整はこの 87 条を根拠に療養費の支給がなされているのです。

健康保険法は大正 11 年（1922 年）に公布された戦前の法律です。戦前の医療行政では伝統医療は医療と認めず、療養の給付、医師の診療が困難な特別な場合にだけ治療を認めたのです。

戦後の昭和 21 年現在の憲法が公布され、新たな憲法の下に、あん摩はり、きゅう、柔道整復等営業法が昭和 23 年 1 月に公布されました。

この法律により、あん摩マッサージ指圧師、はり師きゅう師、柔道整復師は医業を行う事を認められ、法律に定めがない医業類似行為を業とする事は禁止されたのです。

**健康保険法 87 条（療養費）**では療養費の支給について、次のように述べています。

「保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき」また「被保険者が病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の給付若しくは手当を受けた場合、保険者がやむを得ないものと認めるとき」療養費を支給することができる。

この 87 条は、法律により医療を行う資格を与えられた「あはき」師を医師などが医療業務を行えない例外的な場合にだけに限定し、療養費の支給を認めているのです。

医療が普及した現在「病院や診療所での医療の給付が困難である」というような条件は基本的に存在しません。戦前の憲法のもとで行われた伝統医療の健康保険法からの排除が継続しているのです。

この 87 条を根拠とした厚生労働省通知による「あはき」療養費の支給は、国民の医療を選ぶ権利を無視し、「あはき」師を療養費の支給から排除するものです。

医療を選ぶのは国民の権利です。国民の医療を受ける権利、医療選択の権利を尊重し、国民が自らの判断利用できる「あん摩マッサージ指圧療養費」および「はり・きゅう療養費」を支給するよう要望するのは国民の当然の権利です。

## 患者の判断で「あはき」の治療を選べる療養費の支給

健康保険法においてははり・きゅう治療、あん摩マッサージ指圧治療の療養費の支給を明確にすることが必要です。

### あん摩マッサージ指圧療養費、はり・きゅう療養費の支給を

#### 1) あん摩マッサージ指圧療養費の支給

- ① 筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮等による身体機能障害改善のため、また、腰痛、五十肩、頸肩腕症候群など疼痛改善のため、あん摩マッサージ指圧療養費を支給する。
- ② あん摩マッサージ指圧療養費の支給申請には、筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮などの身体機能障害の発症について、また、疼痛の発症についての医師の診断書を提出する。
- ③ あん摩マッサージ指圧療養費の支給のため診断書を求められた医師は、患者の要望を十分尊重する。

#### 2) はり・きゅう療養費の支給

- ① 疼痛改善のため、はり・きゅう療養費を支給する。
- ② はり・きゅう療養費の支給申請には、疼痛発症について医師の診断書を提出する。
- ③ はり・きゅう療養費支給のための診断書を求められた医師は、患者の要望を十分尊重する。

#### 3) 健康保険法による患者の医療の選択の尊重の立場から、いろいろな療養費の支給が定められている。

第 85 条 入院時食事療養費。

第 86 条、特定療養費 厚生省令で定めた高度な医療の提供をうけたとき支給される

評価療養、選定療養

第 88 条、訪問看護療養費、

# 刺絡治療の学び

在宅ケア部 山内 恵美子

今回、既にご存知の方も多くおられると思いますが、刺絡治療に焦点をあて、その治療効果の素晴らしさを、数少ない私個人の経験からお話をさせていただきたいと存じます。

できますれば、熟練者の方も新しい方も、刺絡という素晴らしい東洋医学の遺産を今一度見直し活用して患者さん方への貢献としたいと願っております。

第一の経験で私が、きちんと刺絡の治療を拝見したのは、コロナ禍の数年前、中野産業振興会館に於いて、稲舂先生のお出ましを願って実現した、当会の学術部講習会での稲舂先生の治療です。この講習会の後、故 荒木先生は、一冊の冊子に大変わかりやすく刺絡治療を編纂し、発行してくださいました。感謝に耐えません。

その講習会では、何人かの患者さんが稲舂先生に治療して頂く為に見えていました。そこで、その方々が、具合良くなって行かれるのを目の当たりにし、私は東洋医学の奥深さを感じずにはいられませんでした。

患者さん方は刺絡の痛みも訴えず、鬱血した血液も結構な量が出ていて目を見張りました。患部だと痛みを感じにくいのか？等と考えていました。後日、自分で行なってみて、それだけの血量を出すのも技術が必要なことが解りました。

第二の私の経験は往診に伺っていた患者さんを刺絡治療したときのことで、70歳後半の女性、変形性膝関節症の方で歩き難く昼間は家におられるので、必然的に夜は眠れず睡眠導入剤を飲まれていました。

下腿は全体にむくんでいました。特に足首の周りは、鬱滞していて少し薄紫がかっていました。特に腫脹して居る部位、肝経 中封穴に三稜鍼で刺絡をしましたら、赤黒い血液が、ある程度の量、流れ出てきました。

初回で、かつ鬱血している部位だからなのか、痛みを訴えられませんでした。全身が少し肥満で、運動不足からなのか血流もわるく、動くことが大儀そうでした。

しかし、治療の後は脚も軽く感じると言われ、喜ばれていました。

刺絡治療の機序としましては、高齢の方や、デスクワークの方、ストレスフルな環境の生活の方々は、血流が滞りやすくなります。そこに血管内に老廃物が蓄積されて脳梗塞や脳溢血などの可能性も高くなります。

その時、刺絡などの治療は、疲労物質の多い血液を排出させ、全身の血流を良くし、血管内に老廃物を蓄積させないようにするのに大変に有効な治療だと考えられます。東洋医学の古典にも鍼治療には、先に絡（刺絡）を行えと教えています。まず体内血管の疲労物質をきれいにしてから鍼治療を行なうようにと言う事で大変、道理にかなっています。

第三の経験は、医師が行っていた〇〇会での治療です。（個人情報保護のため実名は控えさせていただきます） 私の知人が通っていた刺絡専門の診療所の治療です。

当時、全国から多くの患者が来ていて、主に高齢者の方々がであったようです。知人は背中の中の肩の後ろ、部位で言うと 肩井穴 に当たる所に、人工的に化膿状態を作り、その部位から排膿、老廃物を含んだ血液を吸い取り吸収排泄する治療を行っておられました。知り合いの女性は 80 歳代で長く通っておられました。お元気そうで、ほぼ毎日のように 2~30 分くらいはカートを引いて商店街まで歩いておられました。

しかし、屋内で転倒し脚を骨折したため入院され、前述の会の診療所に通えなくなりました。それ以後、背中から古い血液を吸収排泄する治療ができなくなり数年後、慢性腎臓病で亡くなりました。入院後に病気を発症されたのでしょうか、亡くなるまでの経過は詳しくは分かりません。ただ、会の診療所での治療を続けていらっしやったら、と残念な思いもします。

血液は人体の生命維持に必要な全てのものを運びます。その新鮮であることの重要性は論を待たないと考えます。

刺絡治療は簡便な道具ででき、特別な理論でなく鍼治療と同じ治療理論で行えますので鍼灸師でしたら誰でも可能です。先人が残してくれた文化遺産とも言える刺絡の治療を、より今後の治療に活かせるよう、再度学び合って今、コロナ禍の後、前に進んで行けたら良いと思います。 以上

---

## 仙台の土田はい灸院を訪ねて

いつもお世話になっている土田先生の元を訪ねてみる事にしました。土田先生のお人柄と治療方針、治療院を直に拝見したかったからです。それから仙台名物牛タンを食して見たかったから、上野から新幹線で仙台へ 前日の雪が残っている街並みを見ながらゆっくり進むと電柱広告が見えてきました。先生の真摯に向き合う姿に感動しました。何と言っても院内の設えが素晴らしいです。患者さんのココロを掴みそうですね。

院のすぐ近くの牛タンの美味しいお店を案内してくださいました。大変美味しくいただきました。

皆さんにも是非とも味わっていただきたいと思いました。これを機に我が治療院にも新鮮な息吹を吹き込みたく参考にさせていただきます！

土田先生ありがとうございました♪

(石原 則子)



## ゆったりと桜さかりの牧野記念庭園

4月7日「NPO 法人東洋医療を考える会」は大泉学園にある「牧野記念庭園」を散策しました。牧野記念庭園は植物学者牧野富太郎博士が大正15年から亡くなるまでの30余年間を過ごした住居と庭園が保存されています。

園内にはスエコザサ、さくら仙台屋など博士のゆかりの深い植物が300種類以上も育成するほか、博士の使っていた家屋がのこされており、博士の在りし日の面影を伝えています。

当日は天候にも恵まれました。さくらが好きだった博士の庭園のさくらは花盛りでした。



かたくりの花、すみれの花、ヤマブキの花などなど、見てまわるとよい気に囲まれ、おらかな気持ちになりました。

資料館を見学すると、牧野博士が一生、植物に打ち込み、日本の植物分類学の基礎を築いたその業績を知ることができます。一休みしていると、そよ風が吹いてきて何時までもここにいたい気分になります。



地域の賛助会員さんを含めて7人の参加でした。

(田中 榮子)



### 体験マッサージに ご協力をお願い

体験マッサージは、あん摩マッサージ指圧師の治療を体験してもらい、治療のすばらしいことを理解してもらうために取り組んでいます。千駄ヶ谷社教館三階の和室で月一回、第三木曜日の午後1時から行っています。

2024年5月16日 13時～17時      6月20日 13時～17時  
ご連絡 事務局 または 山口充子 090-1453-3715



# バランス

中野 郁雄

大相撲で新入幕の尊富士が優勝し、110年ぶりの快挙を成し遂げた。

幕尻で11連勝しあの偉大な大鵬の記録に並び、全勝優勝も期待されたが14日目に2敗を喫ししかも足首を故障して千秋楽の出場が危ぶまれる危機に陥った。正に「好事魔多し」と思ったが、休場せず土俵に上がり見事賜杯を手にしたのだ。

尊富士について私は幕下時代にはあまり関心が無かったが、十両時代にはその出足と圧力に将来の活躍を感じさせる片鱗をみたが、1つ気になって仕方が無いところがあった。身体全体のバランスである。

上体は筋肉質でいわゆる固太りタイプで力強さを感じる。ところが下半身は上体に比べて貧弱に感じる。特に膝から下は力士にしてはかなり細く、足首に至ってはサラブレッドを思わせる細さで骨折の危険を感じさせた。案の定、今回は足首をいためた。

これは体質だから仕方がないのかも知れないが、そうならば徹底的に下半身を鍛えることが求められるだろうし、何よりけがへの対策が重要である。骨格や体形に関してはその道の専門家に委ねるが、サバンナを走るアフリカ系の人種は足が細くて長く、お尻が上がっている。ヨーロッパの民族も狩猟を中心にした人種は同様に足が細く長くお尻がアップしている。

大リーグの選手たちも長年スポーツをやっているのに足の細い選手が多い。

日本人は農耕民族ゆえの様々な特徴があるのは仕方がないが、DNAのせいで済ますわけにはいかない。

つまり重要なのはバランスである。身体のバランスを保つには不足を補い強化する事しかないが、バランスは身体のみならず心身のバランスが最も重要である。

脳は身体の司令塔だが、脳の働きに影響を与えるのは感情である。心の平静さと幸福感があれば、脳は正常に機能し正しい指令を出す。だが毎日が平和で幸せならば本当に心身ともに健康でいられるのだろうか。

その日常だと危機管理能力が低下し、心身の緊急時に対応できない危険があるという。という事は怒りや悲しみも、料理でいうならスパイスの役割をする事になる。感情も一律ではなく喜びも悲しみも、また怒りもすべてバランスよく配分されていればいいという事になるが、なかなかそういう訳にはいかない。

ただ良いバランスを取るためにはと、憎しみや嫉妬や猜疑心などマイナスになる感情は排除した方がいいと言えるかもしれない。



## 情報弱者の問題について考える

松本 泰司

同じ事を聞かれ続け  
笑顔が引きつります

感情労働は修行よ



Sさんは86歳の男性だった。ガラケーを長年使っていた。利用は電話の受け答えのみだった。モニタリングで訪問するにあたり電話で「〇日の〇時に訪問しますので家に居て下さい。」とアポを取った。

Sさん宅に行くと昼間から焼酎を飲んで出来上がっていた。Sさんは「松本さんが来ると言うので朝から飲んでいました。」意味がよく分からないが、酒の力を借りないと私に会うのは心の負担なのだろうか。私は「そ〜うですか、ありがとうございます。」とまともなやり取りとはいえない返事をした。

1週間後Sさん名義の都営霊園更新の件で、墓苑の管理事務所からケアマネに電話が入った。『Sさんに携帯が繋がらない、書類を返送してくれないと霊園の権利が失われます』と云う内容だった。

私がSさんの携帯に電話をしても繋がらない。直接訪問し、「Sさん携帯が繋がりません電源は入っていますか。」と聞いた。「俺も電話が繋がらないので直していました。」と、私にコードが付いた差し込みプラグを手渡した。プラグから細長い2本の銅線がむき出しになっていた。携帯の充電器から差し込みプラグまでの2mくらいのコード、本来は銅線2本が絶縁ゴムで被覆されているのだが、そのゴムをカッターで綺麗に裂いてゴムを剥がし2本の細い銅線の束のみにしていた。

私は日本人の器用さに驚いた。電気も付いていない薄暗い中でこんな細かな作業がよく出来るものだ。私は明るい窓際に行き銅線を親指と人差し指で挟むように滑らせていった。細い枝切れもなかった。私は「何でゴムを剥がしたのですか？」と聞くと、Sさんは「電流がどこで切れているのかを調べてました。」という。私は『あなたは超能力者か、電気の流れが目で見えるのか』と言いかけた。

気を取り直し「Sさん、携帯ショップに行き携帯を買って替えましょう。」と言って同行ヘルパーの手配をした。店のガラケー販売は終了していたので簡単スマホを購入した、これが間違いだった。

店員が目の前で何回も説明し、アドレスをデータ移行して短縮ダイヤルの設定もしてくれた。目の前だと電話を受けることが出来るが翌日になると電話の送受信方法を思い出せない。電話が取れないし掛けられない。ディサービスで職員に付きっきりで教えられても自宅に帰ると忘れてしまう。

ひと月後Sさんはディサービスの送迎車を待っている時に転倒し骨折した。救急車で搬送されたが入院後は歩行が出来なくなった。退院後は自宅には帰れず施設に入所したので私とは縁が切れた。

高齢者が情報ツールを利用するのは難しいが、時代は必要な事は自分で申請し手続きをしなければならなくなった。子供のいない独居高齢者は区役所から来た文書を開封もせず、棚や机の上に積み上げていく。成年後見制度は毎月費用が掛かるので貧困世帯では利用が難しい。

役所から来た文書の説明や手続き等はケアマネも手伝っているが、ケアマネは介護関連が中心だ。精神障害や身体障碍の更新手続き、その際必要な写真撮影等をケアマネが行っていると他の利用者のサービスや緊急対応、困難事例の対応が難しくなる。制度と制度のつなぎ目の役割や、制度を横断して動いてくれる公的な人材が足りない。民生委員は彼ら自体高齢で情報ツールに弱く、対応は包括に電話を入れる位しか出来ない。行政は若くて情報処理に長けた人材を高齢者に配置して欲しい。年寄りの知恵は、昔は価値があったが、知識社会では情報機器取り扱い能力に価値が置き換わった。こうした現状が為政者に届かず、救済金をばら撒く発想しか出来ないのは何故だろう。

## 5月からの郵送物について

R6年4月15日 事務局

事務局通信、保険請求のてびき、支給通知書、USB（返送）、その他お知らせ等

5月よりまとめて月末に送付いたします。

なお、メールで受信できる方は引き続き月中に事務局通信と「保険請求のてびき」等配信します。事務局通信や支給明細はなるべくメールで受信いただくよう、ご協力のほどお願いいたします。

※メールで事務局通信や「保険請求のてびき」を受信できない方で情報を速くキャッチしたい場合は会のHPからでも確認できます。

・事務局通信掲載ページ <https://hoshinren.jp/with-health-insurance/>

・「保険請求のてびき」掲載ページ <https://hoshinren.jp/kaiin/>

（「保険請求のてびき」は会を通して保険申請している会員限定の情報のため、閲覧にはパスワードが必要です。詳しくは今月の「保険請求のてびき」別紙をご覧ください。）

事務局通信・保険請求のてびき・支給通知書をメールで受信可能な方は  
[m-sato@jupiter.ocn.ne.jp](mailto:m-sato@jupiter.ocn.ne.jp)まで「氏名」と「メール受信可能」の旨ご連絡ください。  
※通信のファイルサイズの関係で、携帯メールアドレスは使用できません。

### \* 郵送料削減にご協力ください \*

#### ●申請書データをメール送付してください

メールで送付する方法がわからない方は「保険請求のてびき」5月号・別添資料の【申請書システムデータをメールで送る方法】をご参照ください。

#### ●申請書データをメール送付できない場合

USBを月末に返送するため、申請書提出時にUSBの到着が間に合わない場合はもう一つ購入してご対応ください。

以上

# 【海江田万里の政経ダイアリー】2024. 4. 1号

## ●機能性表示食品の問題、過剰CMの在り方を考える

小林製薬の「紅麹コレステヘルプ」による死亡事故や健康被害の医学的な原因究明は調査中で、今後の報告が待たれています。もちろん、すべてのサプリに問題があるとは思いませんが、はっきりしているのは、私も含めて現在、多くの人々が一抹の不安を抱えながらこの種の「機能性表示食品」を摂取し続けているということです。

「機能性表示食品」とは、効果や効能を明記することが可能な食品を指します。例えば「紅麹コレステヘルプ」のパッケージには「悪玉コレステロールを下げる」と、同じ小林製薬の「ナイシヘルプ」には「内臓脂肪を減らす」と書かれています。同じような健康食品で「特定保健用食品（トクホ）」も効果、効能を明記することができますが、両者の違いは、「トクホ」は国（消費者庁庁長官）の許可を得なければならないのに対し、機能性表示食品は、国への届け出で済むということです。国が許可するためには当然、その食品の効果、効能の審査を国が行なうことが必要で、届け出は、申請者が一定の資料（ヒト試験、文献評価）を提出するのみです。「コレステヘルプ」の場合のヒト試験はたった67人でした。

「トクホ」は1991年に制度がスタートし、すでに30年以上の歴史があります。この間に、国の審査をパスしても問題が全くなかったわけではありません。2009年には食用油「エコナ」に含まれていた成分が問題になり、製造元が「トクホ」表示を自主返納することになりました。そうした事例がある中で、2015年、安倍内閣の規制緩和策の一環として新たに「機能性表示食品」が誕生しました。届け出だけで効果、効能を表示できるとあって、事業者は当然、「機能性表示食品」の開発に力を注ぎ、現在の「機能性表示食品」の届け出件数は7000余りにもものぼり、一方の「トクホ」の許可件数はおよそ1000件となっています。小林製薬の「紅麹コレステヘルプ」問題を受けて、消費者庁は7000件の「機能性表示食品」に対して緊急点検を始めましたが、私は、この際、「機能性表示食品」の広告の在り方についてもメスを入れるべきだと考えています。

最近、テレビを見ていると、この種の「機能性表示食品」のCMの多さに驚かされます。テレビの視聴者が高齢者であることから、「機能性表示食品」のCMが多くなるのは当然のことかも知れませんが、「今なら●●●円」、「これから30分以内なら●●●円」と消費者を煽る表現が気になります。さらに画面をよく見ると、小さな文字で「この放送は一日に何度も行っています」との断わりが書かれています。ということは割引価格がいつでも適用になり、正規価格で購入する人はほとんどいないでしょうから、「正規価格の何割引」の表示は、消費者の判断を誤らせるものといえなくもありません。また、画面で経験談を説明する人も、果たして本当にその商品を長年愛用している人かと思うと、「登場人物はエキストラ派遣会社から派遣された人物です」と、これまた小さな文字で表示しているケースもあります。一番多いのは「個人の感想です」と表示するケースですが、これらの表示は画面にごくごく小さな文字で表示され、一瞬映るだけですから、これを読んで理解する高齢者はほとんどいません。

現在、若者のテレビ離れも手伝って、広告収入が減少している中、この種の機能性食品のCMは放送局の貴重な収入だと思われれます。それと関係しているのか、マスコミの報道も通り一遍です。広告の不当表示の管轄は消費者庁ですから、機能性食品の緊急点検を行うと同時に、これらCMに問題はないかチェックすべきです。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R06年 4月

1	月	
2	火	
3	水	申請書〆切
4	木	
5	金	申請業務
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	NPO 体験マッサージ(13:00~17:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
19	金	ウーベル保険 R6 年 5 月加入申し込み締め切り
20	土	
21	日	ケアマネ会議(13:30~15:30) 理事会(15:30~18:00)
22	月	事務局会議(13:00~15:00)
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	支給明細などの発送
28	日	
29	月	昭和の日
30	火	療養費の振り込み

R06年 5月

1	水	
2	木	
3	金	申請書〆切 憲法記念日
4	土	みどりの日
5	日	申請業務 こどもの日
6	月	振替休日
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	事務局通信投稿締め切り
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	NPO 体験マッサージ(13:00~17:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	事務局会議(13:00~15:00) ウーベル保険 R6 年 6 月加入申し込み締め切り
21	火	
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	支給明細などの発送
29	水	
30	木	
31	金	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会